

保育料等決定(注)の流れ

(注)保育料等決定とは、1・2号認定は副食費免除の決定、3号認定は保育料の決定を表します。

保育料等は4月分から8月分までは前年度分、9月分から3月分までは当年度分の市町村民税額により決定します。このため、保育料の決定通知は、4月と9月の2回交付します。また、1・2号認定の副食費免除については、対象者にのみ4月と9月にお知らせします。

月途中で保護者や世帯の状況に変更が生じた場合は、翌月からの変更となります。

★★参考★★

【保育料等の算定切替時期】



また、原則として児童と生計を同一にしている保護者などの市町村民税額により算定しますが、保護者などの収入の合計金額が一定金額(103万円)を超えない場合は、祖父母など、家計の主宰者(*1)の市町村民税額も合算し保育料を算定します。

なお、保護者が別居している場合でも、原則として保護者全員の税額を基に算定します。

(*1)「家計の主宰者」の認定については・・・

- 児童を市町村民税の算定上、扶養控除の対象としている。
- 児童を健康保険などにおいて扶養家族としている。
- その世帯において最多収入者である。

などを総合的に勘案し、決定します。

【ひとり親世帯・在宅障害者世帯について】

ひとり親世帯・在宅障害者世帯については、次のいずれかに該当する世帯の場合に適用します。

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯
- 2 在宅障害者(児)のいる世帯。障害者(児)とは、身体障害者手帳の交付を受けている人、療育手帳の交付を受けている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者をいいます。

【注意事項】

保育料等算定資料(課税証明書など)の未提出や未申告のため市町村民税課税額が不明な場合は、最高額の階層で算定することとなりますのでご注意ください。